

近運自二公示第27号  
近運監一公示第14号  
近運技保公示第18号  
制定 平成18年 9月29日  
改正 平成18年12月28日  
改正 平成20年 4月28日

## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録について

旅客自動車運送事業運輸規則第26条第3項の規定に基づく地方運輸局長が指定する地域を下記のとおり定めたので公示する。

平成20年4月28日

近畿運輸局長 各務 正人



記

- 平成18年10月1日に指定する地域
  - 大阪市、豊中市、吹田市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、堺市(ただし、平成17年2月1日に編入された旧南河内郡美原町の区域を除く。)
  - 京都市(ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域を除く。)
  - 神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、明石市
- 平成18年12月28日に指定する地域
  - 池田市、箕面市、茨木市、高槻市、摂津市、三島郡、松原市、藤井寺市、柏原市、羽曳野市
  - 伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡
- 平成20年5月1日に指定する地域  
枚方市、寝屋川市、交野市、四条畷市、大東市
- 旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項の規定に基づき地方運輸局長が認める場合
  - 乗務する事業用自動車、福祉輸送サービスに使用する特殊車両である場合
  - 乗務する事業用自動車ハイヤー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第2項で規定するハイヤーをいう。以下同じ。)である場合及び運送の引き受け形態がハイヤーと同様のものである場合

### 附 則

1. 本公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成18年12月28日 近運自二公示第44号、近運監一公示第15号、近運技保公示第19号 改正)

1. 本公示は、平成18年12月28日から適用する。

2. 本公示2に指定した地域の近畿運輸局長が定める日は、平成19年12月28日とする。

附 則(平成20年4月28日 近運自二公示第2号、近運監一公示第2号、近運技保公示第2号 改正)

1. 本公示は、平成20年5月1日から適用する。

2. 本公示3に指定した地域の近畿運輸局長が定める日は、平成21年4月30日とする。